…………(福祉保健局高齢社会対策部施設支援課)…

рЦ

൛൮

○生活保護法による介護機関の指定……………

……………(福祉保健局生活福祉部保護課)…

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

域の指定………(環境局環境改善部化学物質対策課)…

○銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第

十二条の三の診断を行う医師の指定………………

七

害物質の種類

鉛及びその化合物

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法

律第四十一条の二の診断を行う医師の指定…………

七

○警備業法第五十一条の診断を行う医師の指定…………

七

示

公

日刊

(日曜日、

土曜日、

休日休刊

1

○東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改

東京都

告

示

(水

発 行

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……… ○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……(同)…|○ ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)… 八

告 示

目

次

●東京都告示第千五百二十二号

ŋ う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ 次のとおり告示する。

令和二年十二月二十一日

○東京港臨港地区における分区の変更……………

……………(港湾局港湾経営部経営課

pu

○介護老人福祉施設の辞退……………(同)

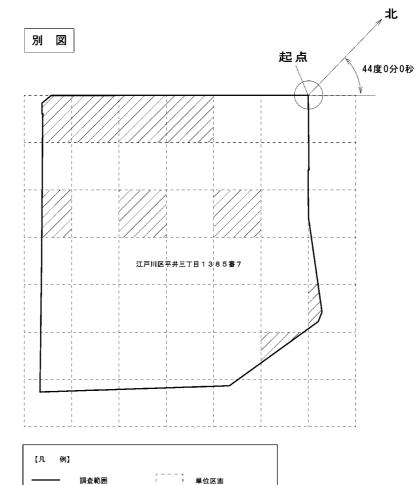
○東京港港湾隣接地域の指定及び解除に関する公聴

会の開催………(同)…

Ŧ.

三丁目地内) 形質変更時要届出区域 東京都知事 別図のとおり 小 池 (江戸川区平井 百 合 子

三 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十 に適合していない特定有害物質の種類 九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物 鉛及びその化合



【起点】

起点の位置は、X=-32984.873、Y=714.910とする。

起点の座標は、測量法(昭和22年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

形質変更時要届出区域

令和二年十二月二十一日

東京都知事

小

池

百

合

子

【格子の回転角度(44度0分0秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びに

これらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を

中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百二十三号

生省令第二十一号) 条第四項においてその例によるものとされた場合を含 三十号。 び特定配偶者の自立の支援に関する法律 の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及 法」という。) 条第四項においてその例によるものとされた場合を含 条の三第一号及び生活保護法施行規則 生活保護法 の規定に基づき、 の規定により、 以下 「中国残留邦人等支援法」という。 (昭和二十五年法律第百四 第五十四条の二第 第十二条 介護機関を指定したので、 次のとおり告示する。 (中国残留邦人等支援法第十 項 (平成六年法律第 (昭和二十五年厚 (中国残留邦人等 十四四 法第五· 号。 第十 以 下 十 应

介護保険 事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1340754226	株式会社エムケイメディカル	東京都墨田区江東橋4-15-5	エンゼル薬局	東京都墨田区錦糸3-4-2	居宅療養管理指導	令和2年8月1日
1340754226	株式会社エムケイメディカル	東京都墨田区江東橋4-15-5	エンゼル薬局	東京都墨田区錦糸3-4-2	介護予防居宅療養管理指導	令和2年11月1日
1342355493	有限会社昭和堂	東京都江戸川区西瑞江3-4-4	昭和堂今井調剤薬局	東京都江戸川区江戸川3-39-47	居宅療養管理指導	令和2年8月1日
1342355493	有限会社昭和堂	東京都江戸川区西瑞江3-4-4	昭和堂今井調刹薬局	東京都江戸川区江戸川3-39-47	介護予防居宅療養管理指導	介和2年8月1日
1310438028	医療法人社団幸清会	東京都新宿区四谷1-2-30 第二四谷中村ビル3階	医療法人社団幸清会 四谷クリ ニック	東京都新宿区四谷1-2-30 第二四谷中村 ビル3階	居宅療養管理指導	令和2年8月1日
1310438028	医療法人社団幸清会	東京都新宿区四谷1-2-30 第二四谷中村ビル3階	医療法人社団幸清会 四谷クリニック	東京都新宿区四谷1-2-30 第二四谷中村 ビル3階	介護予防居宅療養管理指導	令和2年11月1日
1375401062	株式会社ケア21	大阪府大阪市北区堂島2-2-2	ケア21 西東京	東京都西東京市田無町3-3-8 共栄ビル3階	居宅介護支援	令和2年8月1日
1312231892	医療法人社団高志会	東京都葛飾区四つ木1-47-12	医療法人社団高志会 よつぎ整形 外科内科	東京都葛飾区四つ木1-47-12 ハルメ ディカルビル	訪問リハビリテーション	令和2年9月1日
1312231892	医療法人社団高志会	東京都募飾区四つ木1-47-12	医療法人社団高志会 よつぎ整形 外科内科	東京都葛飾区四つ木1-47-12 ハルメ ディカルビル	介護予防訪問リハビリテーション	令和2年9月1H
1344351151	株式会社コスモ	埼玉県新座市東北1-7-2	コスモ薬局 一橋店	東京都小平市学園西町1-18-11	居宅療養管理指導	令和2年9月1日
1344351151	株式会社コスモ	埼玉県新座市東北1-7-2	コスモ薬局 ·橋店	東京都小平市学園西町1-18-11	介護予防居宅療養管理指導	介和2年11月1日
1341054139	株式会社リバーサル	東京都中央区八重洲1-5-15	駒沢通り薬局	東京都目黒区中央町2-40-8 長瀬ビル1 階	居宅療養管理指導	令和2年11月1日
1341054139	株式会社リバーサル	東京都中央区八重洲1-5-15	駒沢通り薬局	東京都日黒区中央町2-40-8 長瀬ビル1階	介護予防居宅療養管理指導	令和2年11月1日
1335440615	藤井 薫	東京都渋谷区松満2-2-9	藤井かおる歯科医院	東京都西東京市住吉町4-8-6	居宅療養管理指導	令和2年8月1日

介護保険 事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1335440615	藤井 薫	東京都渋谷区松鑄2-2-9	藤井かおる歯科医院	東京都西東京市任吉町4-8-6	介護予防居宅療養管理指導	令和2年11月1日
1313122298	柳川 清尊	東京都武藏野市吉祥寺本町3-6-4	やながわ内科クリニック	東京都国分寺市泉町2-9-3 泉ビル3階	居宅療養管理指導	令和2年8月1日
1313122298	柳川 清尊	東京都武藏野市吉祥寺本町3-6-4	やながわ内科クリニック	東京都国分享市泉町2-9-3 泉ビル3階	介護予防居宅療養管理指導	令和2年11月1日

あ

いの

樹

あ

●東京都告示第千五百二十四号

険法施行規則 祉施設を指定したので、 五条の二の規定に基づき、 項第一号及び第八十六条第一項の規定により介護老人福 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十八条第 (平成十一年厚生省令第三十六号) 同法第九十三条第一号及び介護保 次のとおり告示する。 第百三十

令和二年十二月二十一

東京都知事 小 池 百 合 子

・ビスの種類 介護福祉施設サービス

子玉川 施設 介護老人福祉 ラペニ 号 四丁目五番五 世田谷区瀬田 月一日 令和元年十

こうほうえん ホーム上石神特別養護老人 井幸朋苑 井三丁目二番

東

社会福祉法人

ケアネット

京

都

社会福祉法人

練馬区上石神

同

日

公

報

開設者の名称

施設の名称

在施設の

指定年月日

所

さくらほうむ 世田谷区弦巻 七号 三丁目三番十 月 和二 年

デン アリス 布シニアガー 南麻 株別養護老人 号

健誠会 社会福祉法人

丁目六番十三 港区南麻布四

月 令和二年

日

龍岡会 社会福祉法人 小石川ヒルサ **丁目四番八号** 文京区春日二 同日

社会福祉法人 イドテラス 三鷹市大沢四

同

日

社会福祉法人 ことぶき会 げんき ホーム 三鷹 V i l 1 a 丁目十番五号

い小平 一丁目三千十小平市小川町 同 日

> 東京武尊会 社会福祉法人 中野東京令和

> > 月一日

ービスの種類

介護福祉施設サービス

東京都知事

小

池

百

合

子

令和二年

丁目十七番二三鷹市井口一 番五号 四丁目四十三

ーネ三鷹 同日

平成記念会 施設ケアホー 介護老人福祉 丁目三十五番 葛飾区小菅一

百

ムどんぐり 養護老人ホー 三鷹市立特別

丁目八番八号三鷹市大沢四

月三十一 令和二年三

H

三鷹市

事業者の名称

施設の名称

在地 施設の所

辞退年月日

特別養護老人

上宮会 社会福祉法人 特別養護老人 東村山市青葉

久盛会 社会福祉法人 特別養護老人

三幸福祉会 社会福祉法人 の里 西亀有 おーム 癒し 三丁目十八番 葛飾区西亀有 一号 令和一 月一日

宝满福祉会 ホーム あお 特別養護老人 ぞら縁小竹テ 一丁目二十九練馬区小竹町 月一日 令和二年 九

番一

ラス

桃山福祉会 ホーム ピオ

十号 同

ム葛飾

●東京都告示第千五百二十六号

社会福祉法人 ホーム小平グ 一丁目九十九小平市鈴木町 月一日

令和二年六

リーンてらす 番地六

おば上宮園 地七十五町一丁目七番 同 H

に変更する。

項の規定に基づき、

東京港の臨港地区の分区を次のよう

港湾法

(昭和二十五年法律第二百十八号)

第三十九条第

ホーム誠心園 一丁目一番十 同 日

て縦覧に供する

二年十二

月二十

東京港港湾管理者

東京都

代表者

東京都知事

小

池

百

合

子

なお、関係図書は、

東京都港湾局港湾経営部に備え置

二年八 令和!

新分区 旧 分区

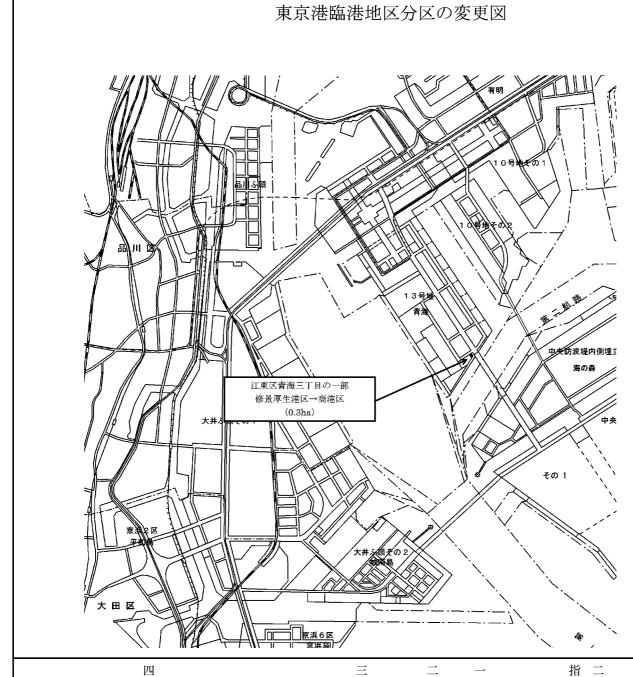
港区 修景厚生港区 江東区青海三丁目 0) 部

●東京都告示第千五百二十五号

定に基づき、 規定により指定した介護老人福祉施設の指定の辞退があっ たので、 (平成十一年厚生省令第三十六号) 介護保険法 同法第九十三条第二号及び介護保険法施行規 次のとおり告示する。 (平成九年法律第百二十三号) 第百三十五条の二の 第九十一 一条の

令和二年十二月二十一日

5



●東京都告示第千五百二十七号

指定解除に関する公聴会を次のとおり開催する。 |第二項の規定により、東京港の港湾隣接地域の指定及び 港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号) 第三十七条の

令和二年十二月二十一日

東京港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小 池

百 合子

日時

令和三年一月二十二日 (金曜日)

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都庁第二本庁舎八階港湾局八A会議室

指定及び指定解除しようとする地域

(別図のとおり)

(--)指定しようとする地域

江東区海の森二丁目埋立地の地先港湾区域に隣接す

指定解除しようとする地域 幅員三十メートルの陸域

江東区海の森二丁目埋立地のしゅん功に伴い港湾

ア

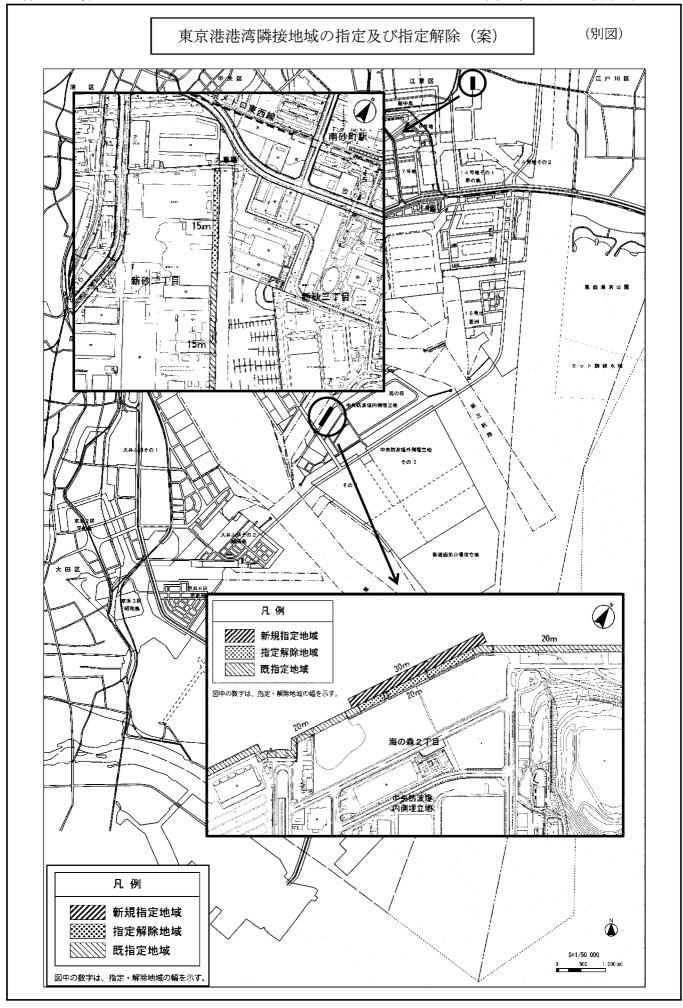
区域に隣接しなくなった地域

江東区新砂二丁目埋立地のしゅん功に伴い港湾区

域に隣接しなくなった地域

公述人の範囲

三に掲げる地域に利害関係を有する者



示 公

古当

一一

東京警察病院

中野区中野四丁目22 番1号

ビラ7 踏

告

◉東京都公安委員会告示第388号

り告示する。 基づき次の医師を指定したので、同規則第2条の規定によ (平成17年東京都公安委員会規則第15号) 第1条の規定に 警備業法第51条の診断を行う医師の指定に関する規則

令和2年12月21日

東京都公安委員会

久美子

委員長 片 #

	古川 俊一 東京警察病		ニック		高橋あけみ 高橋メン
	FF.		NI.	_	高橋メンタルクリー
番1号	中野区中野四丁目22	ビル7階	番2号 TSK笹塚		渋谷区笹塚二丁目19

◉東京都公安委員会告示第389号

師を指定したので、同規則第2条の規定により告示する。 京都公安委員会規則第16号)第1条の規定に基づき次の医 条の2の診断を行う医師の指定に関する規則(平成17年東 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41

令和 2 年12月21日

東京都公安委員会

委員長 품 # \gg , 美子

高橋メンタルクリ ニック 勤務する病院名 渋谷区笹塚二丁目19番2号 TSK笹塚 病院の所在地

7

髙橋あけみ 医師の氏名

無
'n
典
\Diamond
安衆
仦
바
싓
緶
ၽွ
加
•

より告示する。 医師として次の者を指定したので、同規則第2条の規定に 公安委員会規則第14号)第1条の規定に基づき診断を行う 3の診断を行う医師の指定に関する規則(平成21年東京都 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の

令和2年12月21日

東京都公安委員会

委員長 久美子

法」という。)第4条の3第2項の診断を行う医師 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下

石冢 卓也	金髙 秀和	清水聰一郎	櫻井 博文	医師の氏名
医療法人社団碧水 会 長谷川病院	司 上	闰 上	東京医科大学病院	勤務する病院名
三鷹市大沢二丁目20 番36号	山上	一 上	新宿区西新宿六丁目 7番1号	病院の所在地

次に掲げる法第12条の3の診断を行う医師

0

<u>1</u> 年政令第33号。以下「令」という。) 第8条第3号に 年法律第123号) 第5条の2第1項に規定する認知症 定める病気にかかっている者及び介護保険法 (平成9 該当する者(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33 法第5条第1項第3号から第5号までのいずれかに

> 断を行う医師 (以下「認知症」という。) である者を除く。) の診

三鷹市大沢二丁目 20番36号	医療法人社団碧水 会 長谷川病院	中台	石嫁
中野区中野四丁目 22番1号	東京警察病院	饺—	川早
渋谷区笹塚二丁目 19番2号 TSK 笹塚ビル7階	高橋メンタルクリニック	らけみ	髙橋あけみ
病院の所在地	勤務する病院名	0氏名	医師の氏名

令第8条第3号に定める病気にかかっている者の診

2

断を行う医師

国上	画 나	昌明	加藤
ビル3階			
寺本町クリスタル	ニック		
目1番9号 国分	さしの国分寺クリ		
国分寺市本町四丁	医療法人社団 む	第一	大沼
病院の所在地	勤務する病院名	医師の氏名	医師(

認知症である者の診断を行う医師

3

20番36号	会 長谷川病院	
三鷹市大沢二丁目		加車 落足
土 匣	丁 恒	金髙 秀和
用上	闰 上	清水聰一郎
新宿区西新宿六丁 目7番1号	東京医科大学病院	櫻井 博文
病院の所在地	勤務する病院名	医師の氏名

程 水

規

給 与 所 得 控除後の金額

を

●東京都水道局管理規程第四十号

次のように改正し、

令和三年

一月

日から施行する。

令和二年十二月二十一日

規程を次のように定める 東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する

令和二年十二月二十一日

東京都水道局長

浜 佳 葉 子

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部

株式会社第四北越銀行

務を行う機関の部株式会社第四銀行の項を次のように改め

|収納取扱金融機関の表||納入者から公金を収納する事

東京都水道局長

浜

佳 葉

を改正する規程

る。 京都水道局管理規程第十二号)の 東京都水道局職員の給与に関する規程 一部を次のように改正す (昭和三十四年東

別記様式第一号中

を 寡婦・ひとり親

に

特

別

寡

婦

控除後の金額 走 並

中

に改める。

整控除後) (所得金額調

附 則

1 この規程は、 令和三年一月一日から施行する。

2 水道局職員の給与に関する規程別記様式第一号による用 この規程の施行の際、 現に残存するものは、 この規程による改正前の東京都 所要の修正を加え、 なお使

告

用することができる。

水

示

●東京都水道局告示第十一号

出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定) 昭和四十六年東京都水道局告示第十五号 (東京都水道局 0) 一部を

令和二年十二月二十一日

公 告 務を行う機関の部株式会社北越銀行の項を削る。

八

変更後の店舗所在

渋谷区神宮前六丁目二十番十号ほ

|収納取扱金融機関の表||納入者から公金を収納する事

七

務を営む全ての店舗場合にあつては、日本国内で業

六 Ŧi. 四 三

口座振替の方法により収納する東京都に所在する店舗。ただし

。ただし

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

その届出及び添付書類を縦覧に供する 準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、 舗の変更について届出があったので、同条第三項において 「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。 以下 十三 十 二 +

とする者は、意見の内容を記載した書面に「一氏名 添えて、令和二年十二月二十一日から四月以内に東京都産 あっては所在地)三意見を述べる理由」 にあっては団体名及びその代表者の氏名) 業労働局商工部地域産業振興課 号)に到着するよう提出してください。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう (新宿区西新宿二丁目八番 を記載した書面を 二住所 (団体に (団体

五. 縦覧時間

> 東京都知事 小 池 $\begin{array}{c} I\\ Y\\ A\\ S\\ H\\ I\\ T \end{array}$ 百 合 子

A R A P Y A A R R K D Μ

店舗名

渋谷区神宮前六丁目二十番十号ほ

三井不動産株式会社

番一

号

設置者名

店舗所在地

設置者住所

変更後の店舗名 変更前の店舗名 R 中央区日本橋室町二丁目 (仮称) A Y A R D 新宮下公園等整備事業 $\begin{array}{c} M\\I\\Y\\A\\S\\H\\I\\T\end{array}$

地変更前の店舗所在 渋谷区神宮前六丁目 二十番ほか

P A R K

変更前の小売業者 未定

十 九 変更後の小売業者 の氏名又は名称

の氏名又は名称 変更日 四十名

令和二年十一月二十六日 令和二年八月二十九日ほ

届出

縦覧場所 日

振興課(新宿区西新宿二丁目八番東京都産業労働局商工部地域産業 号

東京都の休日に関する条例(平成三年四月二十一日まで。ただし、 令和二年十二月二十一日から令和 休日を除く。 元年東京都条例第十号)に定める

+

应

縦覧期間

午前九時三十分から午後四時三十 時までを除く。 分まで。ただし、 正午から午後

有楽町センタービ

店舗名

	_			
東	一	都	公	報
木	示	7912	Δ	ŦX

9		令和	112	年		月2	1 ⊨	1 (醒日)					東		京	者		公	報										(第1			号)
十六					3	十 五.			十四四	士	+		-	 		十亦				九亦		,	八九五亦		<u>ት</u> ÷	七		カか		五、亦	<u>兀</u> ≅л		三	二
縦覧時間					新見其	縦覧期間			縦覧場所	届出日	変更 日		者の代表者名		の代表者名				7	の小売業者			の注所の小売業者			業者の氏名又は名変更を行った小売		の氏名又は名称変更後の小売業者		変更前の小売業者	設置者住所		設置者名	店舗所在地
午前九時三十分から午後四時三十	存日を賢く	大日 1余 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	に三夏冥耶を削算し去)に三りらすら者の位目に関する条例(平成)	更可以分子,一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	三年四月二十一日まで。ただし、一〇月二十一日まで。ただし、一〇月二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	令和二年十二月二十一日から令和一	一号)	振興課(新宿区西新宿二丁目八番	産業労	令和二年十一月二十六日	令和二年十月/7日ほカ 		店) ほか) ほか ジョンニューション	荒木 直也(株式会社仮急仮神百	ディングス) ほか	階(株式会社パルグループホール	六番一号 京阪神御堂筋ビル10	大阪府大阪市中央区道修町三丁目	ディングス)ほか	F(朱式会社パレゲループホールー	番二十九号日本生命定星喬ビル4一大阪府大阪市中央区北浜三丁目五			六名株式会社阪急阪神百貨店ほか二十一		六名株式会社阪急阪神百貨店ほか八十		株式会社阪急阪神百貨店ほか八十	番十八号ほか 大阪府大阪市北区中之島二丁目三		株式会社朝日新聞社ほか二名	千代田区有楽町二丁目五番一号
	十七			-	十六	十五	-	十四四		士		<u>+</u>			+		+		九		八		t			-	Ŧī.	四	\equiv	\equiv	_			
	縦覧期間				縦覧場所	届出日	3	変更日	者の代表者名	変更後の小売業	者の代表者名	変更前の小売業	は名称	売業者の氏名又	変更を行った小	代表者名	変更後の設置者の	L	代表者名変更前の設置者の	してコニムー	地変更後の店舗所在		地変更前の店舗所在	変更後の 片着な ご	変更多り 写用名		変更前の店舗名	設置者住所	設置者名	店舗所在地	店舗名			
三年四月二十一日まで。ただし、	令和二年十二月二十一日から令和	1, /	一号)(業行は西業行二、目り者	辰興果(新宮宮斯育二丁昌八番	東京都産業労動局商工部地域産業	令和二年十一月三十日	2 和 三 4 ロ リ ー ト り フ	令和二年四月一日まか		大石 次則		二橋 千裕			株式会社東急百貨店		湯浅 眞一		中田 広也	1	渋谷区道玄坂二丁目二番一号		渋谷区渋谷二丁目二十匹番一号	· 注:	央学也下 与	谷駅西口ビル	東急百貨店東横店東館・西館・渋	渋谷区渋谷二丁目十四番十三号	渋谷地下街株式会社	渋谷区道玄坂二丁目二番一号	渋谷地下街		時までを除く。	分まで。ただし、正午から午後一
					+ =					十 二			+	十	力		,	八	-	七	六		五.	四	-	Ξ :	=	_			十八			
					二 縦覧時間					一縦覧期間		j	縦覧場所	届出日	変更日		の氏名又は名称	変更後の小売業者	の氏名又は名称	変更前の小売業者	変更後の店舗名		変更前の店舗名	設置者住所		設置者名:	店舗听在地	店舗名			八 縦覧時間			
		田 で 移 く	特はできない。	うまで。 こぎ 、 EFP・ラF&一	午前九時三十分から午後四時三十	休日を除く。	元年東京都条例第十号)に定める	東京都の休日に関する条例(平成	三年四月二十一日まで。ただし、	令和二年十二月二十一日から令和	一号)	振興課(新宿区西新宿二丁目八番	東京都産業労働局商工部地域産業	令和二年十一月三十日	令和二年三月一日			未定	3 2 2	株式会社コメ兵	第2武蔵野ビル	店)	第2武蔵野ビル(コメ兵 新宿	千代田区丸の内一丁目四番五号		三菱UFJ信託銀行株式会社	新宿区新宿三丁目五番六号	第2武蔵野ビル		除く。	分まで。ただし、正午から午後一午前九時三十分から午後四時三十	休日を除く。	元年東京都条例第十号)に定める	東京都の休日に関する条例(平成

√√} FSC ミックス 艇

行 発

電話 〇三(五三二一)一一一(代)

定

|電話 ○三(三八一二)五二○一(代) |東京都文京区白山一丁目十三番七号

箇月